

(参考資料 2) 大学・専修学校における遠隔授業に関する運用について (文部科学省)

○大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) (抄)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、**多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。**

3・4 (略)

○「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」 (平成11年3月31日通知) (抄)

第2 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) の一部改正

2 大学設置基準第25条第2項の授業 (以下「**遠隔授業**」という。) **により修得することができる単位数の上限の拡大**

遠隔授業は、他大学との間で単位互換として行われる場合が少なくないことから、単位互換の単位数の上限の拡大に伴い、**遠隔授業により修得することができる単位数の上限について、60単位を超えない範囲内とした**こと。

なお、各大学において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、大学設置基準第25条第1項の授業によって64単位以上の修得がなされていれば、遠隔授業によって修得する単位数については、60単位を超えることができるものであること。

平成30年9月7日 中央教育審議会 大学分科会 制度・教育改革ワーキンググループ(第18回)
「資料6 大学における多様なメディアを高度に利用した授業について」より作成

1

大学・専修学校における遠隔授業に関する運用について

○専修学校設置基準 (昭和51年文部省令第2号) (抄)

(授業の方法)

第13条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、**専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。**

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第17条 昼間学科における全課程の修了の要件は、**800単位時間**に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、**450単位時間**に修業年限の年数を乗じて得た授業時数 (当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあつては、800単位時間) 以上の授業科目を履修することとする。

2

新型コロナウイルス感染症への対応（大学）

○本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について （令和2年7月27日付け文部科学省高等教育局大学振興課通知）（抄）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「1. 本年度後期や次年度における教育課程の編成に当たっての基本的な考え方について」においてお示ししている面接授業の実施や、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、遠隔授業等を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要があること。

- ① 大学設置基準第25条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定しているが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められること。この際、以下の事項に留意すること。
- ② 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はないこと。

3

新型コロナウイルス感染症への対応（専修学校）

○専門学校等にかかる学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A 等の送付について （令和2年5月25日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課）（抄）

問15 新型コロナウイルス感染症対策として、本来対面授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、課程の修了に必要な総授業時数の4分の3に算入する必要があるか。

【回答】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部または一部を対面授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、対面授業に相当する教育効果を有すると専修学校において認められるものについては、専修学校設置基準第19条で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。
- 上記特例的な措置において対面授業以外の授業として認められる遠隔授業は、第13条第1項の規定による遠隔授業ではなく、同条第2項の規定は適用されないことから、同規定の課程の修了に必要な総授業時数の4分の3に算入する必要はありません。

4